

公共料金について

令和5年2月
財務政策課

目次

① コストの算定方法について

② 受益者負担割合について

検討事項①

コストの算定方法について

公共料金の基本的な考え方とは

- ・日進市では、平成16年に「公共料金の基本的な考え方」を策定し、これに基づき料金の設定を行ってきました。
- ・他の自治体においても公共料金適正化の取組が進められる中で課題を再整理し、平成28年に「基本的な考え方」の改定を行いました。
※その際は、平成26年度から平成27年度にかけて行政改革推進委員会で検討を行いました。

◆前回改定のポイント

<公共施設の運営等コスト>

日進市は比較的若いまちというイメージはありますが、全国同様、公共施設の多くは現在、老朽化が進み、今後、大規模修繕や建て替えなどの更新の時期を迎えます。

よって、公共施設の使用料のコスト算定にあたっては、これまでの経常的な維持管理経費に新たに減価償却費加えることとしました。

公共料金の改定サイクル

前回の料金の改定は、平成29年4月に行いました。
以降の改定は、**原則5年のサイクル**で行うことでしたが、
コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度の改定を見送り、
令和6年4月の改定に向けて、準備を進めるとの方針を出しています。

現行料金



・基本的な考え方策定

・基本的な考え方改定

・料金改定

・~~料金改定~~

見送り

・料金改定

予定

コロナウイルス感染症の影響が長引くなか、
次回の改定に向けて準備を進めるうえで、
現状の課題を整理し、ご意見を頂戴したい。

使用料・手数料の見直しについて

1 経緯

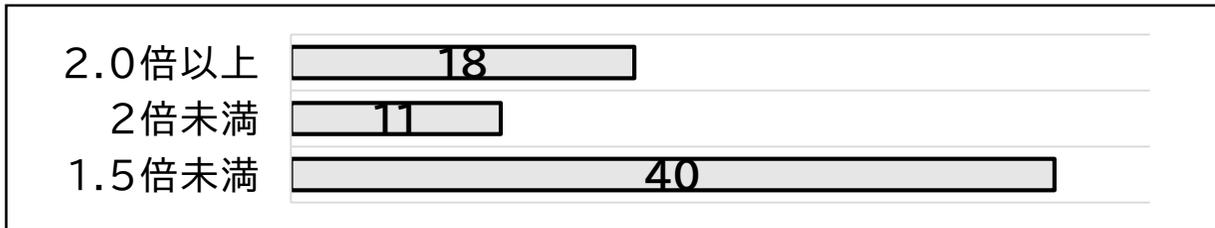
平成28年4月に「公共料金の基本的な考え方」を改訂し、原則、5年ごととし、施設使用料の原価計算に建物建設費（減価償却費）を新たに加える計算方式に見直しました。

今年度は、令和4年度の見直しに向けた調査を実施しました。

2 調査結果

調査対象169項目の使用料・手数料のうち、69項目の使用料が増額算定、1項目が減額算定、99項目は適正額との結果になりました。

なお、減額算定は9月議会において「日進市行政不服審査法施行条例及び日進市固定資産評価審査委員会条例」の一部改正により、複写手数料を減額しています。



※増額算定となった使用料の主な施設は、生涯学習施設やスポーツ施設等です。

3 利用料改定

○ 令和4年度の見直しは行わず、据え置きとします。

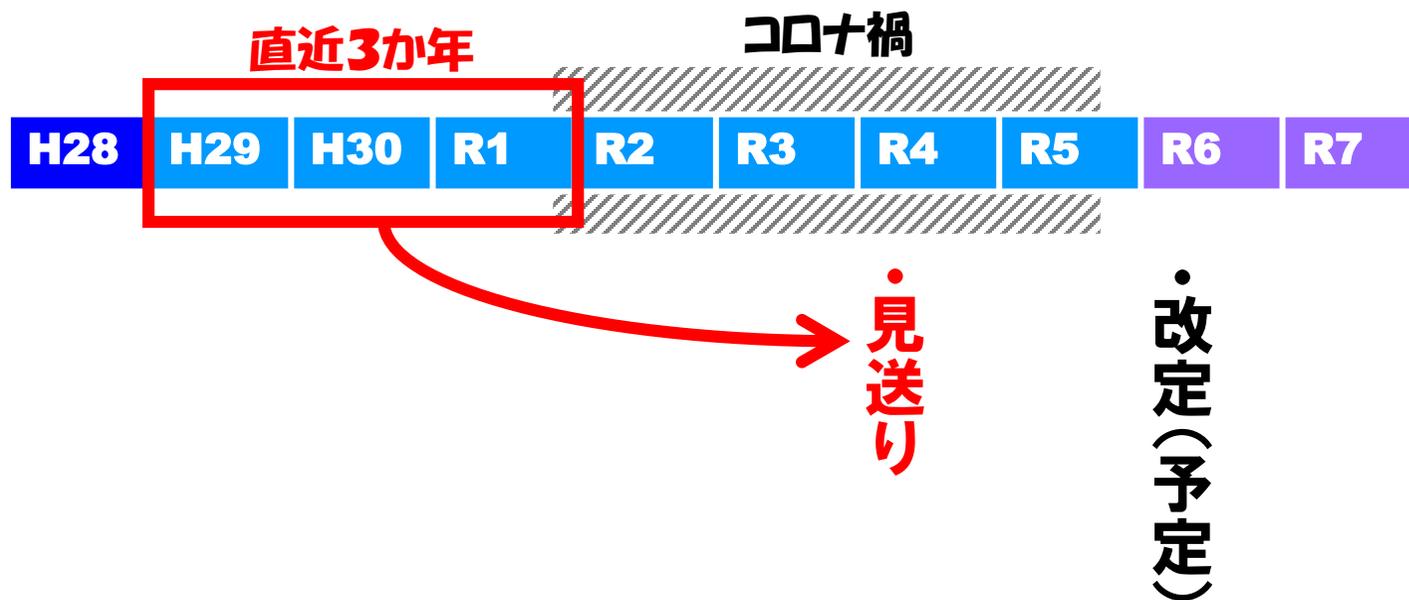
新型コロナウイルス感染症の拡大が経済に及ぼす影響が拡大しており、市民生活への影響は不透明であることから、今回の見直しを見送るものです。

4 次回見直し

令和6年度4月の改定に向け準備を進めますが、引き続き経済状況に注視し、適切な時期に行うものとします。

コロナ禍のコストをどう考えるか？

これまで、通例により直近3か年の実績(費用、利用率)でコストを算定しています。見送りとなった令和4年の改定に向けては、平成29年度～平成31(令和1)年度で算定を行っています。

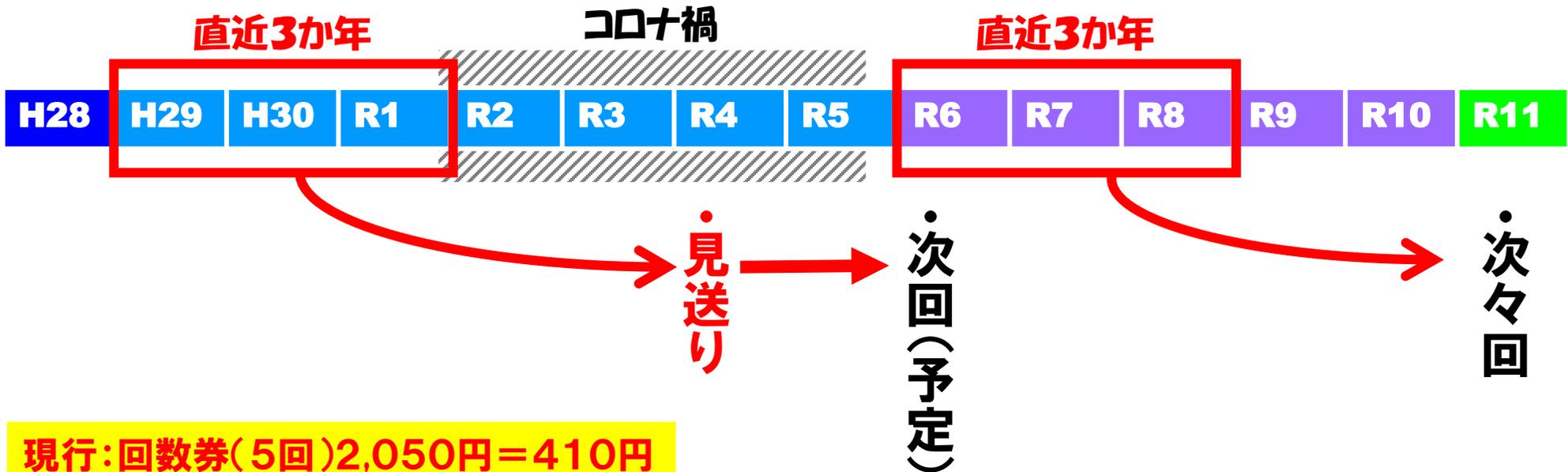


⇒令和4年度の料金改定を見送った時点では、
コロナウイルス感染症の影響は収束に向かう見込みでした。

【課題】コロナ禍において、どのようにコストを算定したらよいか。

算定方法(案1)

- ・次回(令和6年度予定)の改定は、令和4年度改定に向けて算定した平成29年度～令和1年度のコストをもとに実施する。
- ・なお、次々回の改定は、コロナ禍を脱した直近3か年でコストを算定する。



【参考】スポーツセンタートレーニング室 約660円の算定

算定方法(案2)

- これまでと同様に、直近3か年(令和1年～令和3年度)の実績(費用、利用率)でコストを算定する。

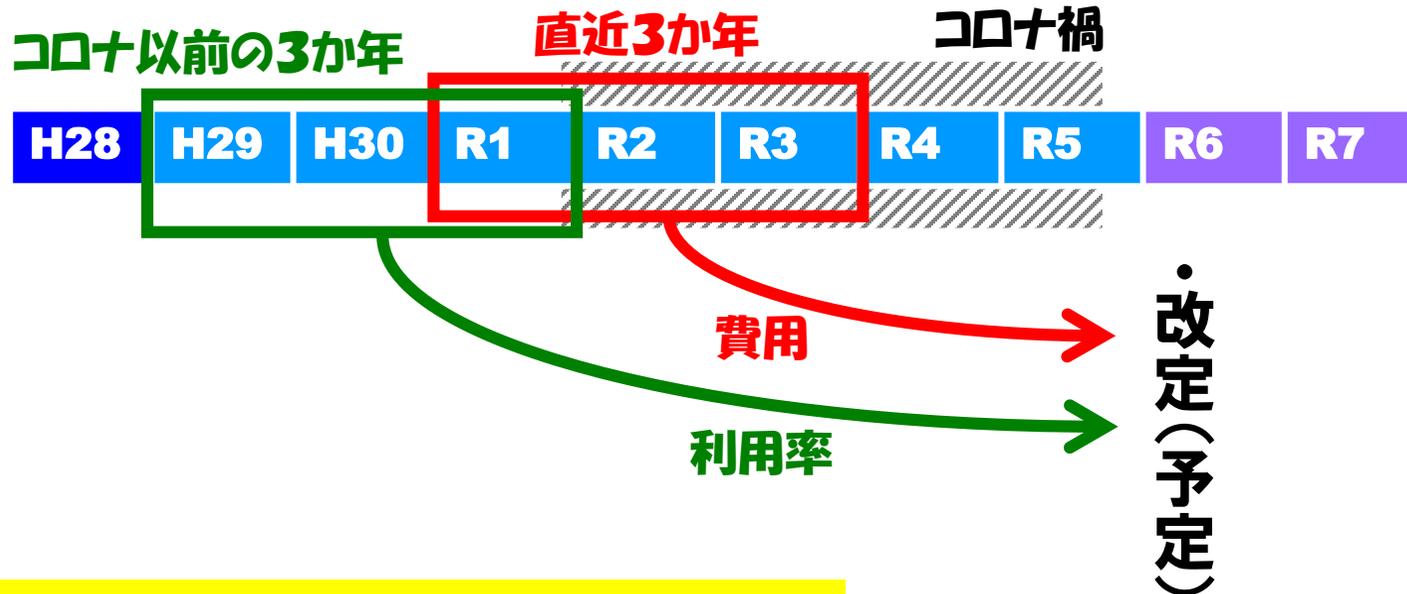


(案1)に比べ、費用が微増し、利用率は低くなっている。

【参考】スポーツセンタートレーニング室 約770円(財務政策課試算)

算定方法(案3)

- 「直近3か年(令和1年~令和3年度)の費用」と、「コロナ以前の3か年(平成29年度~令和1年度)の利用率」をあわせて算定する。



(案1)に比べ、費用が微増。利用率は(案1)と同じ。

【参考】スポーツセンタートレーニング室 約690円(財務政策課試算)

① コストの算定方法について(まとめ)

日進市としては、**案1で実施する方向で考えています。**

- ・コスト算定の時期と料金改定の時期の間隔がある(直近3年とはならない)ものの、経済が安定していた3か年として市民への説明もできて、かつ、金額的にも市民生活に影響の少ない(案3とも近い)方法を採用したい。

案1	次回(令和6年度予定)の改定は、令和4年度改定に向けて算定した平成29年度～令和1年度のコストをもとに実施する。 なお、次々回の改定は、コロナ禍を脱した直近3か年でコストを算定する。	660円
案2	これまでと同様に、直近3か年(令和1年～令和3年度)の実績(費用、利用率)でコストを算定する。	770円
案3	「直近3か年(令和1年～令和3年度)の費用」と、「コロナ以前の3か年(平成29年度～令和1年度)の利用率」をあわせて算定する。	690円

検討事項②

受益者負担割合について

受益者負担の原則とは

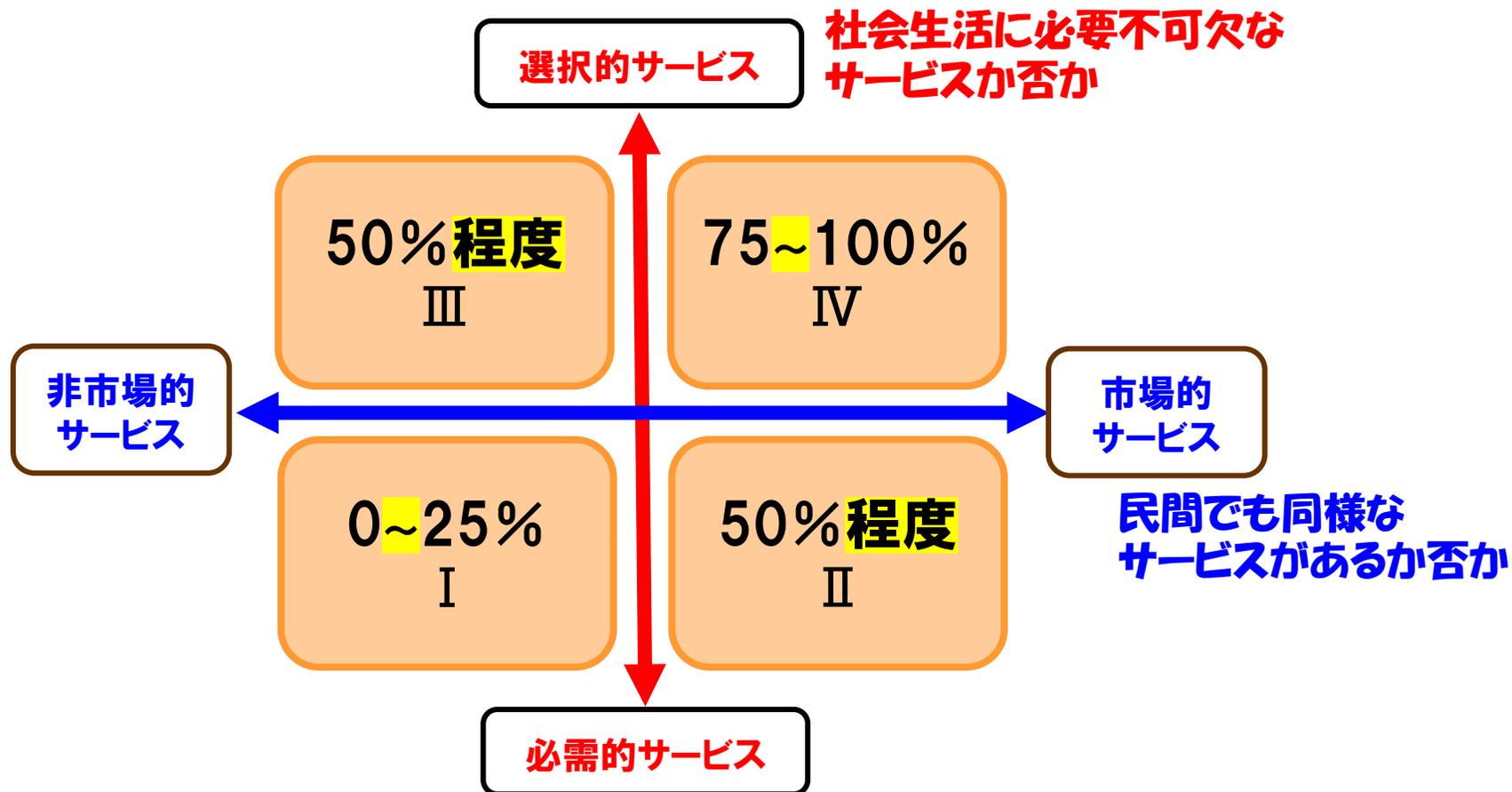
行政サービスに要する経費は基本的に税金で賄われますが、公共施設の運営や維持管理については、その施設を利用する人としらない人との間で不公平が生じないように、利用者が納める使用料で賄われるべきと考えます。

しかし、使用料だけで当該施設の運営等経費を全て賄うことは難しいため、その施設を利用しない人からも税金として間接的に負担してもらっています。

よって、公共施設の使用料については、利用者に対応の負担をしていただく「受益者負担の原則」に基づき使用料の算定等を行っていきます。

$$\text{使用料} = \overset{\text{コスト}}{\text{原価}} \times \text{受益者負担割合}$$

受益者負担割合のマトリックス



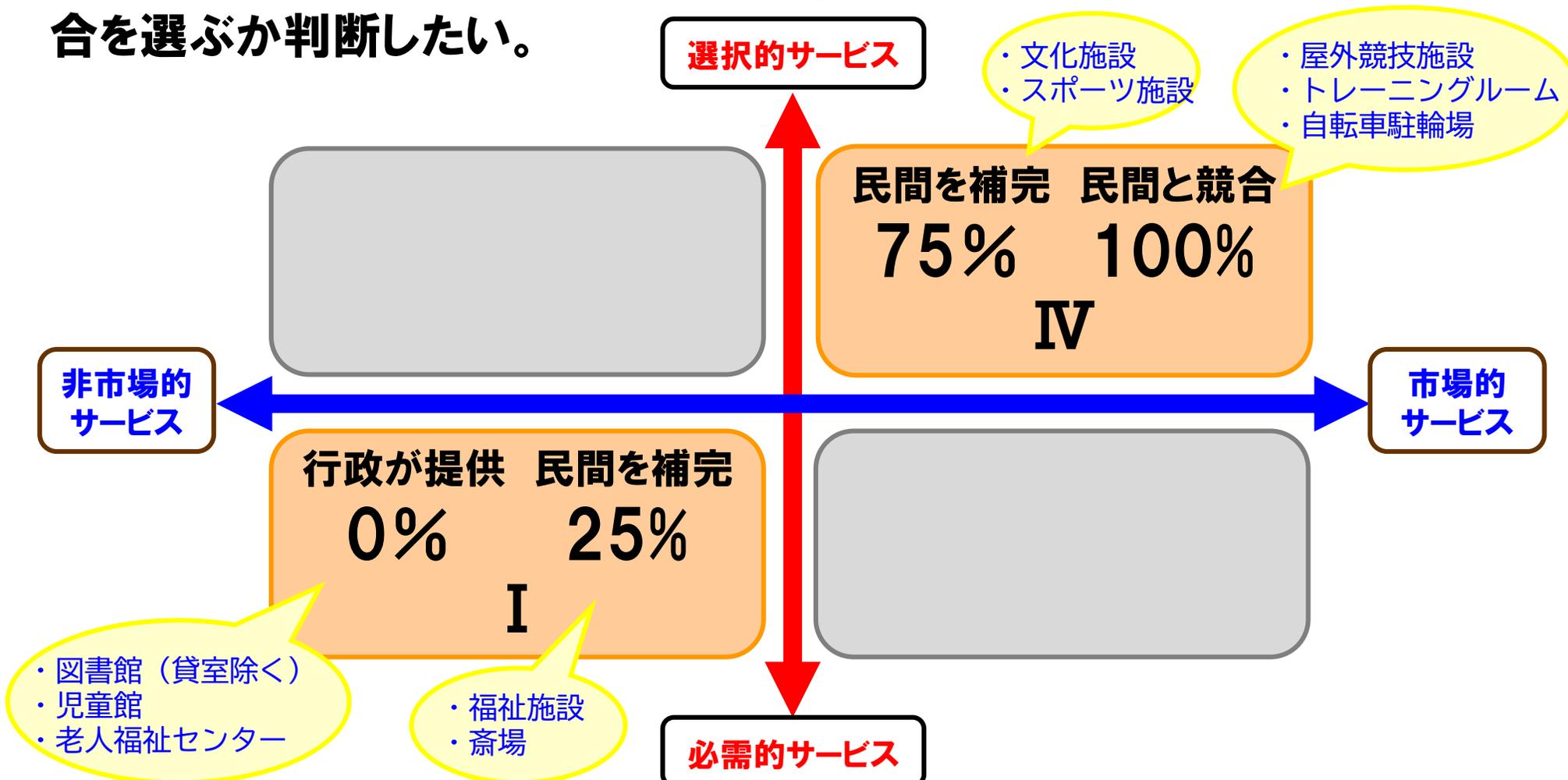
< 受益者負担割合 >

施設の設置目的や行政サービスの性質によって、2つの視点から4つの領域に区分し、負担割合を設定しています。【課題】あやふやな表現を整理したい。

領域 I, IVの整理(案)

※施設の例示は、他自治体の参考です。

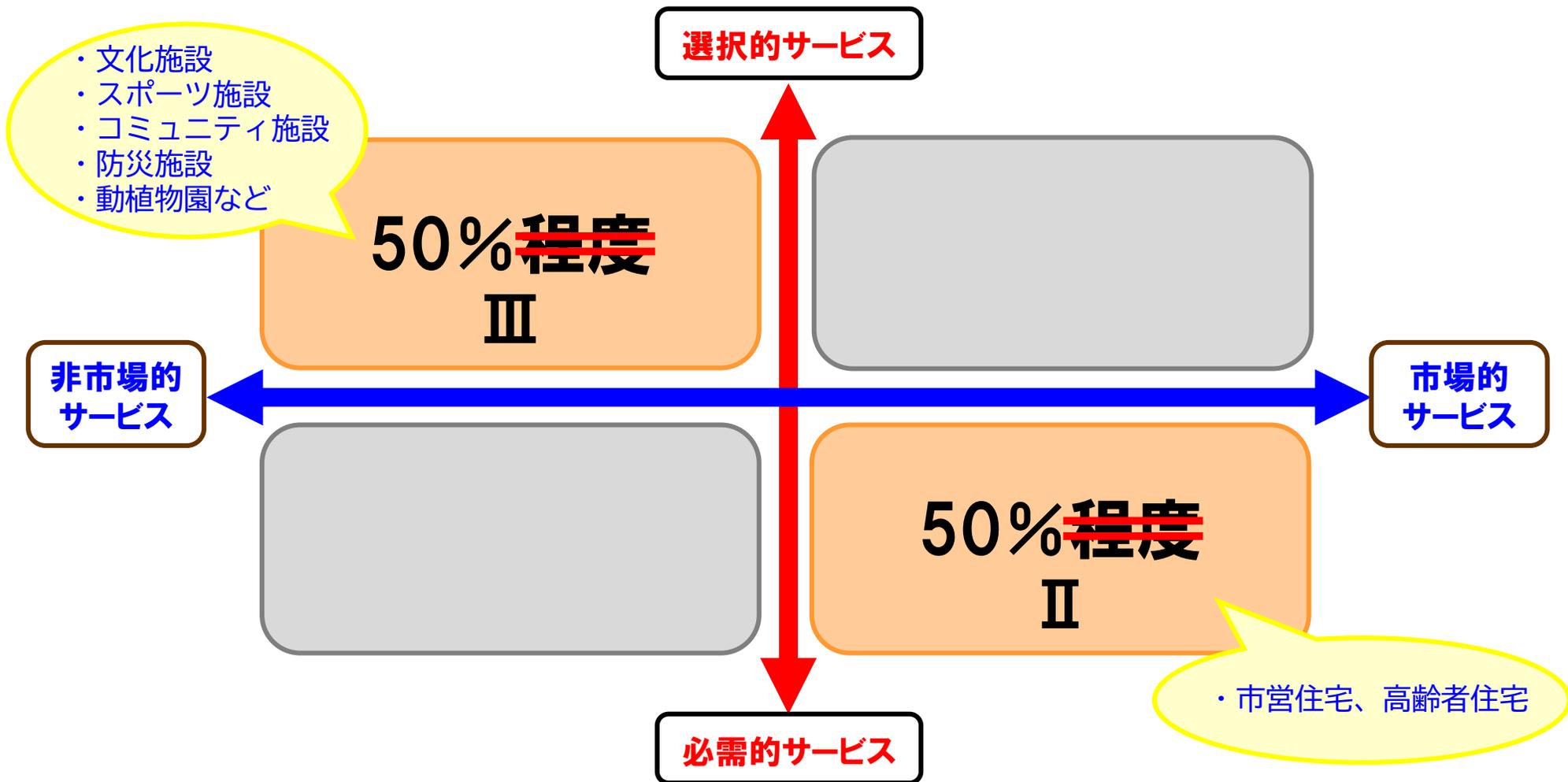
民間施設(スポーツジムなど)が市内に増えてきている。
民業圧迫とならないように、行政と民間の役割分担から、どちらの割合を選ぶか判断したい。



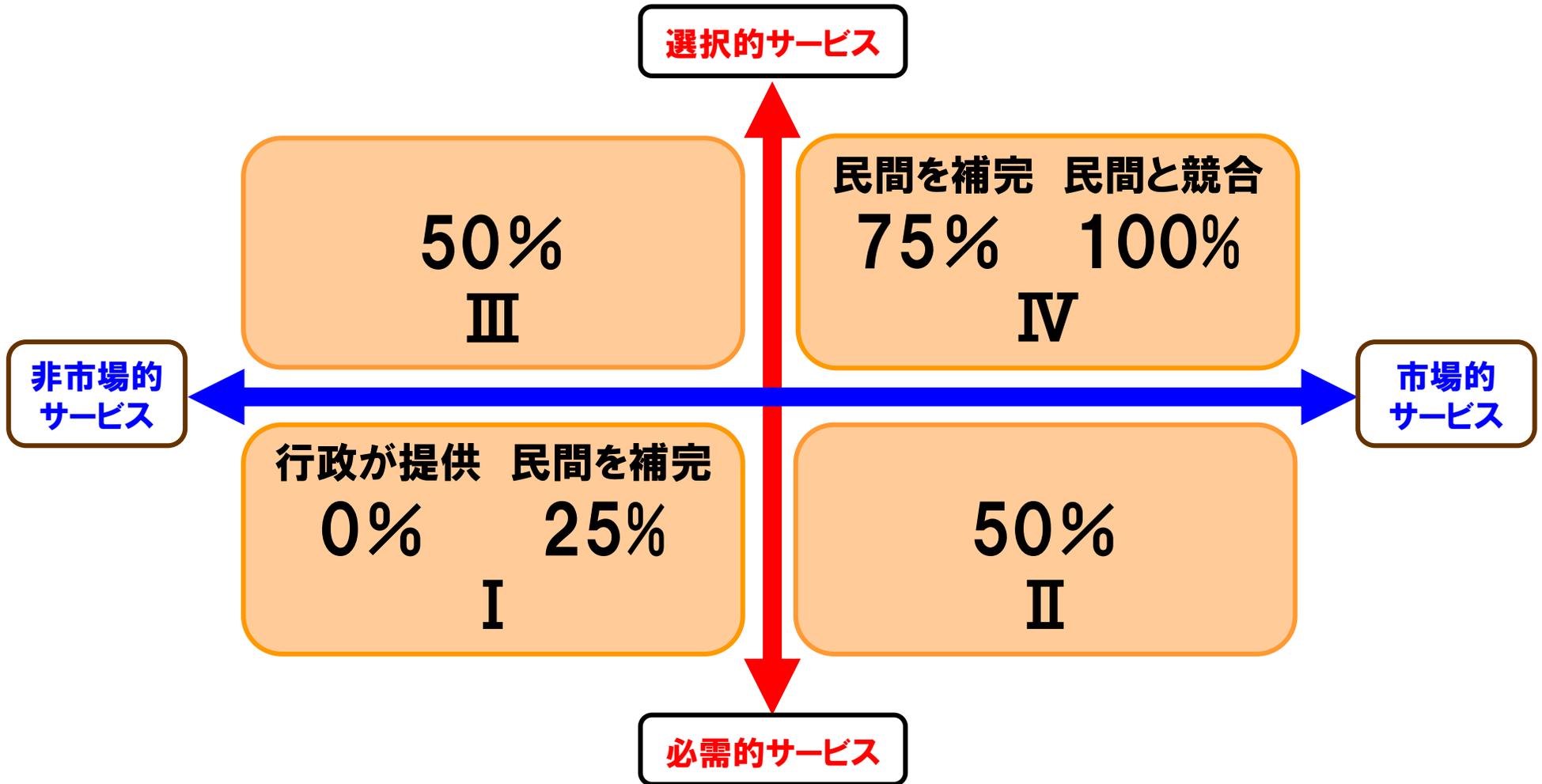
領域II, IIIの整理(案)

※施設の例示は、他自治体の参考です。

次回(令和6年度予定)の改定では、一旦「50%程度」を「50%」として整理したい。



② 受益者負担割合について(まとめ)



⇒「基本的な考え方」の見直しはしないが、このような運用としたい。

次々回の改定に向けての課題

- 原油価格・物価高騰のコストの反映について
- ゼロカーボン・ZEB化コストの反映について
- 領域II, III (50%程度)の受益者負担の幅について

⇒ **次々回の改定の際に、
ご意見を頂戴いたします。**